

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の設立認可(二件)……………
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………
……………(同)……………一
- 開発行為に関する工事完了……………
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………二
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)……………二
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)……………二
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業再開……………(同)……………三

告示

- 東京都告示第六百八十五号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条
第一項の規定に基づき立石駅北口地区市街地再開発組合の
設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、
次のように告示する。

令和三年四月二十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称
立石駅北口地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和三年四月二十八日から令和十一年五月三十一日ま
で
- 三 施行地区
葛飾区立石四丁目及び七丁目各地内
- 四 事務所の所在地
葛飾区立石四丁目二十六番二号
- 五 設立認可の年月日
令和三年四月二十八日
- 六 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報
に掲載してこれを行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期
限
令和三年五月二十七日

東京都告示第六百八十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条
第一項の規定に基づき東金町一丁目西市街地再開発組合の
設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、
次のように告示する。

令和三年四月二十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称
東金町一丁目西地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和三年四月二十八日から令和十四年三月三十一日ま
で
- 三 施行地区
葛飾区東金町一丁目地内
- 四 事務所の所在地
葛飾区東金町一丁目十七番二号
- 五 設立認可の年月日
令和三年四月二十八日
- 六 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報
に掲載してこれを行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期
限
令和三年五月二十七日

東京都告示第六百八十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八
条第一項の規定に基づき虎ノ門一・二丁目地区市街地再開
発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第
二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、
次のように告示する。

令和三年四月二十八日

東京都知事 小池 百合子

二 虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合
 事業施行期間
 平成三十年十一月十四日から平成三十六年二月二十九日まで

三 施行地区

港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区虎ノ門三丁目八番十九号

平成三十年十一月十四日

五 変更の内容

事業施行期間を令和六年十一月三十日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和三年四月二十八日

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年四月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の
 住所及び氏名

武蔵村山市残堀五丁目三十番 埼玉県所沢市大字山口五千
 一、同番六並びに同番七及び 百三番地の二タウニイ中山
 同番十二の各一部 二〇二

福島 洋子

立川市砂川町一丁目三十三番

立川市砂川町一丁目五十七

三の一部

番地の五

田中 光治

昭島市福島町三丁目六番五、 武蔵野市境二丁目二番二号
 三十二番、同番地先及び三十 株式会社飯田産業
 四番二 代表取締役 千葉雄二郎

東京都指定給水装置工事業者の指定について

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十六条の二

第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者を次のとおり指定した。

令和三年四月二十八日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

一〇二〇 FINE 伊藤 友樹 江戸川区東 令和三年
 小岩一丁目 三月二十
 二十二番八 五日

九 REID 渡部 貴之 板橋区前野 同日
 AN 町四丁目一
 番二号

一〇二二 株式会社 阿多 悠 町田市図師 同日
 エーワイ 町三百九十
 一 番地七

一〇二二 株式会社 山中 正美 千代田区内 同日
 アースア 神田三丁目
 一 ター 十八番三三
 SDビル三
 階

一〇二二 アクアス 小林 正寿 埼玉県川口 同日
 イドウ 市元郷六丁
 目十番二号

三 メゾンエス 目十番二号 同日
 ティーム一

一〇二二

株式会社 大野美智子 葛飾区西水 同日
 とりかつ 元三丁目二
 十一番十五
 号

四

一〇二二

株式会社 川内 敏広 埼玉県川口 同日
 住まいる 市東領家二
 安心レス 丁目十八番
 キュー 地六号

五

一〇二二

すずらん 鈴木 浩司 練馬区大泉 同日
 設備 町三丁目三
 十八番四十
 一 一〇六
 号

六

一〇二二

株式会社 山中 崇史 町田市南町 同日
 悠野グリ 田一丁目三
 一 十六番十六
 号

七

一〇二二

タスケン 中井 僚亮 世田谷区豪 同日
 住設株式 会社 徳寺一丁目
 四十一番五
 号

八

一〇二二

株式会社 斎藤 浩一 府中市新町 同日
 斎藤設備 工業 一丁目二十
 五番地の六

九

東京都指定給水装置工事業者の事業廃止に
 ついて

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の
 七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者から次
 のとおり事業の廃止の届出があった。

令和三年四月二十八日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号	商号	代表者	住 所	廃止年 月日
六一九四	柴又設備 工業所	大内 盛雄	葛飾区東新 小岩七丁目 二十七番七 号太田マン ション一〇 二	平成二十 九年一月 三日
六二二一	城東設備 工業株式 会社	齊藤 忠之	江戸川区上 篠崎三丁目 二番十五号	令和二年 十一月一 日
九五四六	都建設株 式会社	古賀 佳子	江東区豊洲 一丁目三番 一号	令和三年 二月二十 八日
五六四四	有限会社 城倉水道 工事店	城倉 幸一	荒川区東尾 久三丁目十 一番二十一 号	同年三月 十五日
三三五一	多摩水道 設備株式 会社	小川 和彦	日野市平山 三丁目三番 地の十	同月三十 一日
五八一八	有限会社 石田工業	石田 三男	板橋区徳丸 三丁目十三 番八号	同日
五八二六	有限会社 伸興設備	梅澤 啓子	神奈川県横 浜市瀬谷区 宮沢一丁目 二十六番地 十	同日
九〇八九	株式会社 青木工業	青木 潔	神奈川県横 浜市戸塚区 原宿三丁目 四番一号	同日

ついで
東京都指定給水装置工事事業者の事業再開に

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の再開の届出があった。

令和三年四月二十八日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号	商号	代表者	住 所	再開年 月日
四四四六	有限会社 宇井工業	宇井 勝美	足立区東和 三丁目八番 十三号	令和三年 三月四日
八九六五	株式会社 フルヤ	古屋 修蔵	台東区浅草 橋五丁目二 番二号	同月二十 三日
三七六七	株式会社 星工務店	長嶺 千秋	西東京市新 町五丁目四 番六号	同月二十 五日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

